

回 覧 平成30年7月1日（三股町）代表 ☎ 52-1111

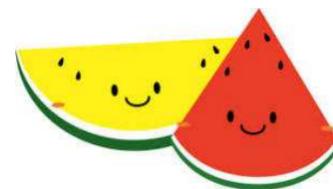
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|-----------------|-------|---|
| <お知らせ> | 1 | ◆ 「三股町文化賞・功労賞」の候補者、候補団体をご推薦ください
◆ 「調理アシスタント講習」の受講者を募集します |
| | 2 | ◆ 「絵本と児童書の展示会プラス絵本読み聞かせ相談室」を開催します
◆ 交通安全運転研修会を実施します |
| | 3 | ◆ 「2018エコロジーボランティア in みまた」の参加者を募集します
◆ 「旅コン！（圏域を巡るバスツアー in 志布志）」を実施します |
| | 4 | ◆ 都城高専教養講座「刃物 <small>といし</small> と砥石の基礎と包丁の研ぎ方教室」の受講生を募集します
◆ 「人材確保支援セミナー」の受講者を募集します |
| | 5 | ◆ 「就農支援セミナー」の受講者を募集します
◆ 「おもちゃ病院三股」を開設します |
| <保健と福祉>
(一般) | 6 | ◆ 7月28日は、「日本肝炎デー」です
◆ 肝炎ウイルス検診を実施しています |
| | 7 | ◆ 平成30年度 肝炎ウイルス検診 指定医療機関 |



- | 【分類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|------------------|-------|---|
| <保健と福祉>
(高齢者) | 7 | ◆ 「いきいき健康教室」を開催します |
| | 8 | ◆ 後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新しましょう
◆ 8月1日から後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります |
| | 9 | ◆ 「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します
◆ 障害認定申請をご存知ですか？ |
| <保健と福祉>
(子ども) | 10 | ◆ 児童扶養手当の現況届を提出してください |
| | 11 | ◆ 「ひとり親家庭医療費助成事業」受給資格者証の更新受付を行います |
| <農林畜産業関連> | | ◆ 「みやざき林業大学校」の研修生を募集します |
| | 12 | ◆ 水稻の病害虫防除を行います |
| <相 談> | | ◆ 「ふれあい福祉相談」を実施しています |



お知らせ

◆「三股町文化賞・功労賞」の候補者、候補団体をご推薦ください

本町では毎年、町の文化の向上・発展に多大な貢献があり、学術・芸術・技術・体育の各部門の功績が特に著しい個人と団体を表彰しています。

今年も11月3日（土曜・祝日）の「文化の日」に表彰式（町制施行70周年記念式典）を開催するために、選考準備を進めています。

対象者の年齢は問いません。各部門において、皆さんの周りですばらしい功績を挙げた人や団体がいましたら、ぜひ推薦してください。

- 表彰の種類 = 文化賞、功労賞
- 対象部門 = 学術・芸術・技術・体育の4部門
- 表彰範囲 = 町内在住者、出身者または縁故者や町内所在の団体
- 選考方法 = 「文化賞等選考審査会」で審査します
- 表彰式 = 11月3日（土曜・祝日）「文化の日」に行います
- 推薦書の提出先 = 町立文化会館
※推薦書用紙は町立文化会館にあります
- 提出期限 = 8月31日（金）



※お問い合わせは、
町立文化会館 ☎51-3462 にお願ひします。

◆「調理アシスタント講習」の受講者を募集します

食生活と健康の関わりや食品衛生などの基礎知識を学ぶ講習です。介護食を中心とした実習で調理技術を習得し、病院・介護施設などの調理補助者としての就職を目指します。

- 講習期間 = 8月2日（木）～8月10日（金）
※土曜・日曜日を除く7日間
- 申込締切 = 7月19日（木）必着
- 募集人員 = 10人程度
- 実施場所 = 都城調理師高等専修学校（都城市都島町210-4）
オーバル・ジョブ・トレーニング・カレッジ
（都城市松元町27-1）
- 受講料 = 無料
- 対象者 = 就職を目指している55歳以上の人
※ハローワークの求職登録が必要です
- 申込方法 = ハローワーク都城、町シルバー人材センターに置いてある
申込書を、県シルバー人材センター連合会宛てに郵送または
ファクスでお申し込みください。受け付け後、受講者選考を行います。



※お申し込み・お問い合わせは、
公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会
宮崎市瀬頭2丁目6番14号
☎：0985-31-3775 ファクス：0985-31-3776
にお願ひします。

◆「絵本と児童書の展示会プラス絵本読み聞かせ相談室」を開催します

絵本や児童書のことをもっと知りたいな。
絵本の読み聞かせて、どうすればいいの？
年齢に合った絵本選びが難しい。
おすすめの絵本を知りたい！
たくさんのお本があるため、どれを読んだらいいのかわからない…。

そんな皆さんにおすすめの相談会です。

■日時＝ 7月13日（金） 午後2時30分～午後6時
7月14日（土） 午前10時～午後5時

■場所＝ 町立図書館 多目的ルーム（学習室）

■内容＝

図書館がおすすめする絵本や児童書を展示します。
読み聞かせにぴったりの絵本や、夏休みに読んでおきたい本などを多数展示します。
絵本の読み聞かせや絵本選びで困っていることはありませんか？図書館員になんでもご相談ください。

◎「展示会プラス相談室」に合わせて、**図書館職員が「おはなし会」**を行います。

■日時＝ 7月14日（土）午前11時～午前11時30分

■場所＝ 町立図書館 多目的ルーム（学習室）

図書館からのおすすめ絵本満載のプログラムです。
子どもだけでなく大人でも楽しめますので、どうぞご覧ください。
※事前の申し込みは必要ありません。お気軽にお立ち寄りください。

※お問い合わせは、 三股町立図書館
☎：51-3200（直通）
にお願いします。



◆交通安全運転研修会を実施します



第8地区（東原、稗田）の住民を対象に交通安全研修会を実施します。
三股交番所長を講師に招き、最近の交通情勢やさまざまな交通事故の事例を説明していただきます。自動車を運転する私たちが普段から気をつけておくべきことが学べますので、運転免許証を持っている人は、ぜひ受講してください。たくさんの方の参加をお待ちしています。

期 日	時 間	場 所	対象地区
7月16日（月）	午前10時～	第8地区分館	東原、稗田

※受け付けは、開始30分前から行います。

◎ 地域の安全のために、**剪定**を定期的に行いましょう

生垣や樹木がおい茂り、車道や歩道にはみ出している箇所が多く見られます。このような箇所は、道路の見通しを悪くしたり、車や歩行者の通行に支障となるだけでなく、交通事故につながる恐れもあります。

道路にはみ出した生垣や庭木などが原因で交通事故が発生した場合、所有者が賠償責任を負うことがありますので定期的に**剪定**しましょう。

◎ 朝や夕方などの暗い時間帯に散歩をするときは、**事故防止のために反射材を着用**しましょう

暗い時間帯の事故が増えています。
事故防止のために反射板を身に付けて出かけましょう。

※お問い合わせは、
都城地区交通安全協会 三股支部 事務局
（総務課 危機管理係 2階⑦番窓口）
☎：52-1110（直通）にお願いします。



◆「2018エコロジーボランティア in みまた」の参加者を募集します

「エコロジーボランティア」とは、地域の環境美化から地球環境を考え、行動する人々のボランティア活動です。

今年で23回目になる「エコロジーボランティア in みまた」への関心も高まり、リサイクルも進んでいます。

しかし、毎年、放置自転車や粗大ごみのほか、河川敷ではマナーを守らない釣り人や利用者の後始末をしなければならないのが現状です。

ごみを無くし、きれいで住みよいまちにするために、今年も多くのボランティアの参加をよろしくお願いします。

また、地域でごみの気になる箇所がありましたらお知らせください。みんなでまちをきれいにしましょう。

■日 時＝ 8月26日（日） 午前6時30分～9時

■集合場所＝ 元気の杜広場（町総合福祉センター敷地内）

■参加者＝ 団体（民主・福祉・ボランティア）、個人など

■申込締切＝ 8月3日（金）

■主催＝ 町社会福祉協議会・町ボランティア連絡協議会



※お申し込み・お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎：52-1246 にお願ひします。

◆「旅コン！（圏域を巡るバスツアー in 志布志）」を実施します

今年度も、都城広域定住自立圏域（都城市、三股町、曾於市、志布志市）で、婚活イベント「旅コン！」を実施します。

すてきな旅になること間違いなし！ぜひ気軽にご参加ください。

■日 時＝

7月21日（土）午前10時～午後5時（受付：午前9時30分）

■会 場＝

集合場所／志布志市文化会館大駐車場（志布志市志布志町志布志2238-1）

昼食会場／さんふらわあ号船内

■募集人員＝

20人（男女各10人）

■内 容＝

ダグリ岬展望台～志布志湾（さんふらわあ号クルージング）～大慈寺～道の駅松山

※バスの中では全員の異性と一対一で会話し、食事や散策時はグループで行動します。

■参加資格＝

25歳以上40歳以下の独身男女

※男性 … 三股町、都城市、曾於市、志布志市に居住または勤務していること。

※女性 … 居住地や勤務地は問いません。

■参加費＝

3,000円（昼食・体験料などのイベント諸経費）

※参加費は、当日受付時にお支払ください。

■申込方法＝

チラシのQRコードからお申し込みいただくか、チラシ裏面の「参加申込書」に必要事項を記入して、郵便、ファクスまたはメールでお申し込みください。

※チラシは町役場1階の案内窓口と町情報交流センター「あつまい」にあります。

■申込締切＝

7月10日（火）午後5時



さんふらわあ号



ダグリ岬展望台



大慈寺座談体験

※お問い合わせは、企画商工課 企画政策係（3階 ⑪番窓口）

☎：52-1114（直通）にお願ひします。

◆ 都城高専教養講座「刃物と砥石の基礎と包丁の研ぎ方教室」の受講生を募集します

刃物と砥石の種類などを学習したり、刃物の状態を顕微鏡で確認して、刃物に関する基礎知識を学習し、刃物を研いで切れ味を確認する講座です。

- 開催日時 = 内容①「刃物や砥石の種類を知ろう」
8月29日（水）午後6時30分～8時
内容②「刃物の研ぎ方の基礎知識を学ぼう」
8月31日（金）午後6時30分～8時
内容③「実際に包丁を研いで切れ味を確認しよう」
9月1日（土）午前9時30分～11時30分
- 対象者 = 町内・都城市に住んでいる人 ※初心者（成人）が対象です。
- 募集人員 = 10人（申込多数の場合は抽選で決定します）
- 講師 = 都城高専 機械工学科、技術支援センター 職員
- 場所 = 都城高専 機械工学科 工作実験室、実習工場
- 申込期限 = 7月9日（月）～8月3日（金）必着
- 講習料 = 無料 ※保険料・材料費など、別途1,000円が必要です。
- 準備するもの = 自宅で使用している包丁（内容②③の講座で使用します）
- 申込手続 = 指定の教養講座申込書に記入して、ファクスでお申し込みください。
はがき、メールの場合は次の記載事項を記入してお申し込みください。



◇記載事項

- ①講座名 ②氏名（ふりがな）③性別 ④年齢 ⑤自宅の郵便番号・住所
- ⑥連絡先（日中連絡がとれる番号）

- ◇メールで申し込む場合、数日経っても受付完了の連絡が無いときは、メールが届いていない可能性があるため、お手数ですが電話で確認をお願いします。
- ◇受講希望者が少ない場合は開講できない場合があります。その場合は、はがきで連絡します。
- ◇講座開講日の一週間前までには受講決定者へ「受講通知書」を送付します。
- ◇参加料は講座初日に集めます。
- ◇開催中、本校教職員が記録写真を撮影することがあります。写真は講座終了後、本校の公式サイトや各種広報などで利用することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ◇申込時の情報は、本講座に関する業務以外には利用しません。

※お申し込み・お問い合わせは、都城工業高等専門学校 総務課企画係

〒885-8567 都城市吉尾町473番地1

☎：47-1306 ファクス：38-1508（平日午前8時30分～午後5時）

Eメール：kikaku@jim.miyakonojo-nct.ac.jp

募集案内・受講申込書は都城高専の公式サイトからダウンロードできます。

URL：<http://www.miyakonojo-nct.ac.jp/~techcn/index.html>

◆ 「人材確保支援セミナー」の受講者を募集します

町地域雇用創造協議会では、中小企業の人材確保に関する問題について、“採用”と“人材確保”をテーマに、効果的な解決方法を学べる全3回シリーズのセミナーを実施します。

	内 容	日 付
1回目	「地域の採用市場と必要な打ち手について」 ～採用市場の現在と未来動向を読み解き、今後有効な手段を参加者で考える～ 講師：株式会社 インタークロス キャリアアドバイザー 黒木 聖一郎 さん 採用プランナー 堀井 賀津志 さん	7月18日（水）
2回目	「採用力アップ講座」 ～中小企業ブランド創りのカンドコロ～ 講師：山元経営診断事務所 中小企業診断士 山元 理 さん	7月24日（火）
3回目	「働きやすい職場環境づくり・人材定着について」 講師：総合育成サービス 代表 人財育成基礎演習普及協議会 理事 井形 あき子 さん	7月30日（月）

■時 間 = 午後1時30分～3時30分

■会 場 = 町まち・ひと・しごと情報交流センター「あつまい」

■受 講 = 無料

■対 象 者 = 町内に事業所のある事業者、採用担当者

■申込締切 = 7月13日（金）

※お申し込み・お問い合わせは、町地域雇用創造協議会

〒889-1902 三股町五本松2-12 三股町建友会館

☎：51-5320 にお申し込みください。



町地域雇用創造協議会のご案内

「三股町地域雇用創造協議会」は、本町での雇用創出を目的に設立された団体で、厚生労働省の「実践型地域雇用創造事業」を実施しています。

この事業は、地域の企業と、地元で就職を希望している人を対象に、役立つセミナーを開催して地域の雇用機会の増大や地域活性化を図るものです。

また、地域特産物を生かした高付加価値商品の開発、地域の名物になるご当地グルメ開発などを行うことで地域産業や経済の活性化が促進され、雇用を創出することを目指しています。

◆ 「就農支援セミナー」の受講者を募集します

町地域雇用創造協議会では、新しく農業を始めたい人、農業関係の事業所で働きたい人を対象に「就農支援セミナー」を開催します。

全国や県内、町内の農業の現状、新規就農者への支援制度をはじめ、南九州大学での新品种の取り組みと圃場見学、花き農家での体験などを通して、豊かに暮らすための農業経営を学びます。

受講料は無料ですので、興味のある人はぜひご参加ください。

次の日程で、講義や実習などを行います。

	内 容	日 付	場 所
1回目	講話：上水園代表 上水 漸 さん 講義①「三股町の農業と補助制度など」 講師：町農業振興課 講義②「宮崎県の農業の現状と就農支援制度」 講師：県農業経営支援課	7月23日（月）	町まち・ひと・しごと 情報交流センター 「あつまい」
2回目	講義①「日本の農業の現状と就農支援制度」 講師：九州農政局経営支援課 講義②：「三股町の特産品」 講師：みまたんよかもん協同組合	7月24日（火）	町産業会館「コミュニ ティ室」
3回目	講義と施設見学：南九州大学における新品种 への取り組み 講師：南九州大学 杉田亘 准教授	7月25日（水）	南九州大学
4回目	就農体験：花き農家（児玉 道郎さん）	7月26日（木）	花き農家
5回目		7月27日（金）	花き農家

■時 間 = 毎回午後1時30分～4時30分
(4回目・5回目は午前9時～正午)

■受 講 料 = 無料

■対 象 者 = 本町で農業を始めたい人、農業関係の事業所に就職したい人

■申込締切 = 7月17日（火）

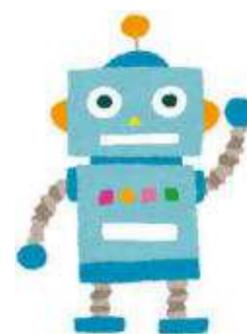
※お申し込み・お問い合わせは、

町地域雇用創造協議会 ☎：51-5320にお願いします。



◆ 「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	7月21日（土）毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物は、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。



※お問い合わせは、

代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 携帯：090-1926-8783 にお願いします。

◆ 7月28日は、「日本肝炎デー」です

世界保健機構（WHO）では、ウイルス性肝炎のまん延防止と、患者・感染者に対する差別・偏見の解消や感染予防の推進を目的に、7月28日を「世界肝炎デー」と定めています。日本も、それに合わせて、同日を「日本肝炎デー」としています。この機会に、肝臓の大切さについて考えてみましょう。

■肝臓の働き

肝臓は、私たちの体の中で、栄養を蓄えたり「解毒」や「代謝」を行ったりと、重要な働きをしています。また、肝臓は細胞が破壊されても再生する能力があります。そのため、異常があっても症状が出にくく、発見が遅れてしまうことがあります。

■肝炎とは？

肝炎は、肝臓の炎症で、細胞が破壊されていく病気です。放っておくと、再生が追いつかなくなり、肝硬変や肝臓がんに進行することがあります。そのため、初期の段階で発見し、適切な治療を受ける事が大切です。

■肝炎の原因ってなに？

ウイルス、アルコール、薬物、肥満などがありますが、その中でもB型・C型肝炎ウイルスによるものがもっとも多く、全国で300～350万人の感染者などがいるといわれています。

B型・C型肝炎は主に血液から感染します。多くは、手術時・出産時の輸血や注射器の使い回し、刺青などによる感染です。他にも母子感染、性行為などで感染します。握手や入浴、くしゃみ、せき、食器の共有などでは感染しません。

■肝炎ウイルス検診で 陽性（肝炎ウイルスに感染している）と分かったら…

県では、肝炎ウイルス陽性者に対し、初回精密検査や定期検査の助成、定期的なフォローアップを行っています。現在は、新薬が開発されるなど、肝炎ウイルス治療も変化しています。

治療費の助成制度もありますので、まずは精密検査を受け、肝臓の状態を調べましょう。

～肝臓のこと、何でもご相談ください～

県では、肝臓の電話相談窓口を設置しています。
「肝炎ウイルス検査で陽性と言われたけど、どうしたらいいの？」
「肝炎の治療法は？副作用はあるの？」、「治療費用の助成は受けられるの？」
など、気軽にご相談ください。

■お問い合わせは＝

宮崎大学医学部附属病院肝炎疾患センター

☎：0985-85-9763 にお願ひします。

受付時間：月曜～金曜（平日のみ）午前9時～午後5時



◆ 肝炎ウイルス検診を実施しています

町では、肝炎ウイルス検診を受けたことが無い人に対し、検査費用の助成をしています。感染しているかどうかは検査をしないと分からないので、検査を受け、感染の有無を確かめておくことが大切です。

■対象者＝

本町にお住まいの40歳以上の人で、肝炎ウイルス検診を受けたことが無い人。
※過去の受診したか分からない人は、町健康管理センターにお問い合わせください。
※本町の特定健診や、人間ドックを受ける人は、肝炎ウイルスの検査が含まれているので受けることができません。

■検査内容＝

問診と血液検査を行います。

■検査費用＝

検査内容	自己負担
B型肝炎＋C型肝炎	1,100円 (費用3,500円のうち、2,400円は町が負担)
B型肝炎のみ	600円 (費用1,870円のうち、1,270円は町が負担)
C型肝炎のみ	1,000円 (費用3,188円のうち、2,188円は町が負担)

《無料で受けることができる人》

① これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことが無い、
本年度40・45・50・55・60・65・70歳になる人
※対象の人には、5月中に『肝炎ウイルス検診 無料受診券』を送付しています。

② 75歳以上の人

③ 生活保護を受けている人

※福祉課で『生活保護世帯名簿記載の証明書』の交付を受け、提出してください。

■実施期間＝

6月1日～平成31年2月28日

■実施場所＝

指定医療機関（次のページに一覧を記載しています。）

平成30年度 肝炎ウイルス検診 指定医療機関

三股町

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
一心外科医院	52-7788	とまり内科外科胃腸科医院	52-1135	みしま内科クリニック	51-8100
坂田医院	51-2003	長倉医院	52-2109	山下医院	52-1348
田中隆内科	52-0301				

都城市

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
あきと内科胃腸科	46-5500	三州病院	22-0230	速見泌尿器科医院	24-8344
有川呼吸器内科医院 (※ 通院中の方のみ。)	24-6677	しげひらクリニック	27-5555	原田医院	26-3330
		志々目医院	57-2004	福島外科胃腸科医院	38-1633
有馬医院	23-2610	庄内医院	37-0522	ふくしまクリニック	46-5001
安藤胃腸科外科医院	39-2226	城南病院	23-2844	藤元上町病院	23-4000
いづみ内科医院	22-7111	すみ産婦人科医院	23-1152	ベテスダクリニック	22-1700
宇宿医院	25-9031	隅病院	62-1100	まつもと心臓血管外科クリニック	36-8926
鶴木循環器科内科医院	26-0008	瀬ノ口醫院	25-5155	松山医院	24-1046
MKクリニック	51-6777	瀬ノ口内科放射線科医院	25-7780	マドコロ外科医院	22-0138
海老原内科	64-1211	たかお浜田医院	22-8818	政所医院	58-2171
大岐医院	57-2025	田口循環器科・内科クリニック	24-0600	三嶋内科	24-7171
おおくぼクリニック	26-1500	武田産婦人科医院	22-0336	宮永病院	22-2015
大橋クリニック	37-0539	伊達クリニック	36-7088	宗正病院	22-4380
柏村内科	22-2616	どいクリニック	22-1825	村上循環器内科クリニック	25-2700
仮屋医院	36-0521	戸嶋病院	22-1437	メディカルシティ東部病院	22-2240
仮屋外科胃腸科医院	25-7712	都北鮫島クリニック	38-6060	もりやま脳神経外科	21-6888
川畑医院	46-3225	富田医院	23-4586	柳田クリニック	22-4862
北原医院	22-4133	ながはま整形外科	46-7188	山路医院	64-3133
教山内科医院	62-1205	西浦病院	25-1119	ゆうクリニック	46-6100
共立医院	22-0213	西岳診療所	33-1510	よしかわクリニック	23-9384
久保原田中医院	22-7700	野辺医院	22-0153	吉松病院	25-1500
黒松病院	38-1120	浜田医院(※要予約)	22-1151	吉見クリニック	58-5633
坂元医院	22-0360	はまだクリニック	45-2266	ライフクリニック	39-2525
佐々木医院	62-1103	早水公園クリニック	36-6117		

※お問い合わせは、町健康管理センター ☎：52-8481 にお願ひします。

保健と福祉（高齢者）

◆「いきいき健康教室」を開催します

「健診結果の見方が分からない」「気になる数値があるけど、どうしたらいいの?」「いつまでも元気な足腰でいるために今からできる運動はないの?」など、悩みや疑問はありませんか?

そんな人にぜひ参加していただきたい教室です。

※健康診査をまだ受診していない人も参加できます。

※お住まいの地区以外の会場の教室でも参加できます。

■日程表＝

地区	会場	開催日	
3地区	3地区分館	7月24日	火
6地区	6地区分館	7月31日	火
7地区	7地区分館	8月9日	木
2地区	町健康管理センター	8月21日	火
5地区	5地区分館	10月5日	金
4地区	4地区分館	10月9日	火
8地区	8地区分館	10月12日	金
9地区	9地区分館	10月19日	金
1地区	町健康管理センター	10月29日	月

■対象者＝75歳以上の人（後期高齢者医療の被保険者）

■時間＝午後1時～1時30分（受付、健診結果渡し）

午後1時30分～3時

■費用＝無料

■内容＝健康診査の必要性和健診結果の説明、栄養指導・運動指導

■準備する物＝①筆記用具

②水分補給用の飲み物

③動きやすい服装・室内シューズ

※病院で健康診断を受けた人、お住まいの地区以外で参加する予定の人で、健診結果表が届いている人は、お持ちください。

※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係

後期高齢者医療担当（1階 ③番窓口）

☎：52-9632（直通）にお願ひします。



◆ 後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新しましょう

現在、限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人で、引き続き本年度も対象になる人には、7月下旬までに新しい認定証を送付します。

限度額適用・標準負担額減額認定証を持っていない人で、入院などで認定証が必要な人は、まずは該当するかどうかを電話でお問い合わせください。該当する場合、申請を行うことで認定証を発行できます。

限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人は…

- ①医療機関での支払い時に提示することで、限度額までの支払いで済みます。
- ②入院の際に提示することで、入院時の食事代が減額されます。

《 注 意 》

◎標準負担額減額の適用は、申請した月の初日からです。

(例)平成29年度に認定証の交付を受けていない人が7月15日に申請をした場合…

平成30年7月1日適用で平成30年7月31日まで有効の減額認定証と平成30年8月1日適用で平成31年7月31日まで有効の減額認定証が発行されます。

◎限度額適用・標準負担額減額認定証は、町県民税（住民税）の非課税世帯に限り交付されます。

《 申請に必要なもの 》

- ・後期高齢者医療の被保険者証・マイナンバーが分かるもの
- ・印かん（認め印可）

※町国民健康保険の限度額認定証の更新は8月1日から受け付けを行います。それ以前の受け付けはできませんのでご注意ください。

※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当（1階③番窓口）

☎：52-9632（直通）をお願いします。

◆ 8月1日から後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります

- ・新しい被保険者証は緑色です。
（※7月31日までの被保険者証は ^{だいたい} 橙色でした）
- ・新しい被保険者証は、7月下旬までに県後期高齢者広域連合のオレンジ色の封筒で本人宛に郵送します。
- ・新しい被保険者証が届いたら、台紙からはがして、住所・氏名・生年月日をご確認ください。
- ・被保険者証は、無くさないように大切に保管してください。
- ・新しい被保険者証の有効期限は平成31年7月31日です。
ただし、保険料の滞納がある人には有効期限の短い被保険者証（短期証）が交付される場合があります。短期証の交付対象となっている人には、事前に納付相談の手紙を送付していますので、早めにご相談ください。



※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係

後期高齢者医療担当（1階 ③番窓口）

☎：52-9632（直通）をお願いします。

◆ 「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します

後期高齢者医療保険の対象者に、保険料額決定の通知書を7月中に送付しますので、保険料の確認と納付をお願いします。

【保険料の計算方法】

$$\begin{array}{l} \text{被保険者全員が同じ額を負担する「均等割額」} \\ + \\ \text{被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」} \end{array} = \text{個人単位で計算}$$

計算結果は「後期高齢者医療保険料額決定通知書」で7月中にお知らせします。

詳しくは、同封してある「後期高齢者医療のしおり」をご覧ください。

【保険料の納め方】

「年金からの差し引き」「口座振替」「納付書による納付」のいずれかの方法になります。保険料を「年金からの差し引き」で納付している人で、「口座振替」に変更したい場合は、お問い合わせください（「納付書による納付」への変更はできません）。

「納付書による納付」の場合、納め忘れによる未納が発生してしまうことがありますので「口座振替」の手続きをおすすめします。また、コンビニでも納付できるようになり、曜日や時間を気にせずに納めることができますので、ご利用ください。

◆ 後期高齢者医療保険料の軽減特例などが見直されました

一定の所得条件などに該当する人は、本年度の保険料額が増額になります。

- ① 所得割の額が変わる人（年収 約153万円～約211万円の人）
2割軽減 ⇒ 廃止になります。
- ② 均等割の額が変わる人（元被扶養者で、特定の要件に該当する人）
7割軽減 ⇒ 5割軽減になります。
- ③ 賦課限度額が57万円 ⇒ 62万円になります。

詳しくは、年次更新（7月）被保険者証に同封しているリーフレットや宮崎県後期高齢医療広域連合の公式サイトをご覧ください。

◆ 障害認定申請をご存知ですか？

65歳以上75歳未満で、一定の障害がある人（身体障害者手帳の1級～3級、4級の一部に該当する人）が障害認定申請を行い、認定されると後期高齢者医療制度の被保険者となります。

後期高齢者医療で医療機関にかかると、所得に応じて病院での一部負担金が1割または3割になります。

認定を受けるためには、国保年金係の窓口で申請を行ってください。

- | | |
|----------|---|
| 加入できる人 | ・身体障害者手帳の1～3級、4級の一部に該当する人
・障害程度A判定の療育手帳を持つ人
・精神障害者保健福祉手帳1、2級を持つ人
・国民年金法における障害年金の1、2級を受給している人
ほか |
| 申請に必要なもの | 印かん（認め印可）、申請の基準に該当する各種手帳または国民年金証書、健康保険被保険者資格喪失連絡表（現在加入している医療保険が町国民健康保険以外の人のみ連絡表が必要） |



※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当

（1階 ③番窓口）☎：52-9632（直通）をお願いします。

◆ 児童扶養手当の現況届を提出してください

児童扶養手当は、離婚・死亡などの理由で父親や母親がいない児童や、父親や母親が中程度の障害がある児童が、健やかに育つことを目的に、その児童を育てている人に支給されるものです。

ただし、所得が一定額以上の場合、手当は支給されません。

<現況届（年1回）を受け付けます>

児童扶養手当の受給者は、受給資格と所得適否（手当支給額）を確認するために、毎年8月に「現況届」を提出する必要がありますので、必ず手続きをしてください。手続きがスムーズに進むように、次のとおり集団受付の日程を設定しています。集合受付に来ることができない人は、福祉課窓口（1階 ⑥番）で、8月3日～31日の間（土曜・日曜を除く）に必ず現況届を提出してください。現況届を提出しない場合、受給資格があっても8月以降の手当は支給されません。 **※対象者には7月下旬に郵送で直接案内します。**

<集団受付>

■期 間 = 8月1日（水）・2日（木）

■時 間 = 午前9時30分～正午

午後1時30分～7時（受付終了時間：午後6時45分）

■場 所 = **町役場2階 第3会議室**

■準備するもの

①印かん（児童扶養手当用に使用しているもの）

②児童扶養手当証書（ピンク色）③身分証明書（運転免許証など）

※④・⑤は該当する人だけが提出してください。

④児童と別居していて、8月1日現在、児童の住民登録が本町にない人

⇒1. 住民票とう本（発行日が8月1日以降のもの）

※児童の所属する世帯全員〈省略なし〉のもの。

※本籍・続柄が載っているもの。

2. 別居監護申立書（発行日が8月1日以降のもの）

※民生委員または学校長の証明を受けたもの。

⑤その他（詳しくは送付する文章でご確認ください）

※税の申告などが「未申告」の人は受け付けできません。必ず申告を済ませてから現況届を提出してください。（扶養義務者に該当する人と同居している場合は、該当する人全員が税の申告を済ませている必要があります。）

■支給期間などによる支給停止制度

受給者（養育者を除く）に対する手当は、3歳未満の児童がいる人以外で、支給期間が5年以上の人や、支給開始事由発生から7年を経過する人は、次に該当する場合を除いて手当額の2分の1が支給されなくなります。対象となる人には事前に「一部支給停止適用除外事由届出書」を郵送しますので、必要書類などを確認して現況届の際に必ず提出してください。

《次の1～3に該当する人は必要書類を提出すれば支給停止にはなりません》

1. 受給者が就業しているか、または求職活動などの自立を図るための活動をしているとき。
2. 受給者が、障害、負傷、疾病などで、就業することが困難であるとき。
3. 監護する児童または親族が、障害や疾病などで、介護のために就労することが困難であるとき。

■公的年金などとの併給について

公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受けられるとき（※1）は、公的年金が優先となります。公的年金の支給額が児童扶養手当の支給額よりも高い場合は、児童扶養手当は支給されません。

また、児童手当法の改正により、平成26年12月以降は、公的年金額が児童扶養手当より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

（※1）公的年金を受けられるとき…

⇒請求すれば支給されるのに請求しないで、まだ受けていない場合なども含みます。ただし繰り上げ受給が可能である人は、現に公的年金を受けていない場合でもこれに該当しません。

■ 現況届は受給者本人が届け出を行ってください。代理人での届け出はできません。

※お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

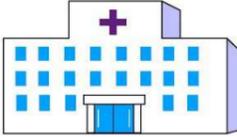
☎：52-9060（直通）にお願いします。



◆「ひとり親家庭医療費助成事業」受給資格者証の更新受付を行います

ひとり親家庭医療費助成事業は、母子・父子家庭の経済的負担や精神的負担を軽減し、健康増進と福祉の向上を図るために、医療費の一部を助成する制度です。

毎年8月に資格者証の更新をする必要がありますので、集合受付期日に手続きをしてください。対象者には、7月下旬に郵送で直接案内します。

集合受付期日	8月1日(水)・2日(木)
時間	午前9時30分～正午 午後1時30分～7時(受付終了時間：午後6時45分)
場所	町役場2階 第3会議室
準備するもの	① 印かん(認め印可 ※スタンプ式は不可) ② 健康保険証(世帯全員分)のコピー ※事前にコピーしたものを提出してください。 ③ 身分証明書(運転免許証など) ④ 養育費に関する申告書 ⑤ 更新通知書 
世帯の状況で必要となる書類	(ア) 平成30年1月1日に町内に住民票がなかった人 ⇒ 平成30年度所得課税証明書 ・平成30年1月1日に住民票があった市町村で発行できます。 ・同居の家族の中に平成30年1月1日に町内に住民票がない本人以外の扶養義務者がいる場合は、その人の所得課税証明書も必要です。 (イ) 母子・父子家庭の対象となる児童の住民票が町外にある人 ⇒ 在学証明書または学生証のコピー ※(ア)、(イ)の書類を、児童扶養手当の現況届で提出する人は、提出不要です。 (ウ) その他 ・後日送付する案内文書でご確認ください。

※集合受付期日に来ることができない人は、福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番)で **8月3日～8月31日まで**(土曜・日曜を除く)に更新の手続きをしてください。

※現況届は受給者本人が更新の手続きを行ってください。代理人による手続きはできません。

※手続きを行わないと、受給資格があっても8月以降の医療費助成はされません。

※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎：52-9060(直通)をお願いします。

農林畜産業関連

◆「みやざき林業大学校」の研修生を募集します

県林業技術センターでは、「宮崎県林業担い手育成総合研修(みやざき林業大学校)」の研修生を募集します。本県林業の成長産業化をリードする人材の育成を目指し、実践的な知識や技術・技能を身に付け、即戦力となる人材を養成します。

<研修内容>

■募集人員 = 推薦選考10人程度、一般選考(前期・後期)5人程度

■研修期間 = 1年(1,200時間/約210日)

■研修時間 = 午前9時～午後4時 ※原則、土曜・日曜・祝日は除く

※学校教育法に定める教育機関ではありませんので、大学2年次編入はできません。

<選考種別と日程>

選考種別	申請期間	選考日	合格発表
推薦選考	9月3日(月) ～9月14日(金)	9月29日(土)	10月15日(月)
一般選考(前期)	10月22日(月) ～11月2日(金)	11月17日(土)	11月26日(月)
一般選考(後期)	平成31年1月14日(月) ～2月1日(金)	平成31年 2月16日(土)	平成31年 3月4日(月)

※申請時の必要書類、選考内容など詳しくは県林業技術センターにお問い合わせください。

※一般選考(後期)は、一般選考(前期)終了後、定員を満たしている場合には実施しません。一般選考(後期)実施の有無は、12月10日(月)に県林業技術センターの公式サイトで公表します。



<研修受講料などの費用>

■選考検定料 = 無料

■研修受講料 = 年間11万8,800円(予定)
※前・後期各5万9,400円

■納入期限 = 前期…平成31年4月末日、後期…平成31年10月末日
※受講料の額は平成31年度の予定であり、変更になる場合があります。

■その他 = 作業服、保険料などは実費負担です。

※受講期間中は、年間上限137万5,000円の給付金を受給できます。

※遠隔地からの受講生には、公営住宅をあっせんできません。

※お問い合わせは、県環境森林部森林経営課

☎：0985-26-7154 ファクス：0985-27-0987
をお願いします。

◆ 水稻の病虫害防除を行います

本年度の水稻の病虫害防除（無人ヘリでの農薬散布）を次のとおり行います。地域の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、趣旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

○実施時期

場 所		長田地区	梶山地区	そのほかの地区
実施日時	1回目	7月17日(火)	7月23日(月)	7月31日(火)
	2回目	8月16日(木)	8月23日(木)	8月31日(金)

※日程は変更になる場合があります。

※散布中は危険ですので、機体の周り20m以内には近づかないようにしましょう。

※露地野菜や出荷前のかんしょなどに隣接する水田や農地は、ドリフト（飛散）防止のため、粒剤などで個人防除を行ってください。

※また、施設園芸、ハウスや住宅などに隣接する水田や農地は、原則として散布できません。ただし、散布時にハウスを閉めきるなど、事前の協議で当事者間の合意が得られた場合は、散布が可能です。



※お問い合わせは、

J A（都城農業協同組合）三股支所・営農経済課

☎：52-1122 にお願ひします。

相 談

◆ 「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行います。

- 相談日： 毎週月曜日・水曜日・金曜日
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎：52-1246 にお願ひします。